



お知らせ

## 行政相談委員をご紹介します

問 伊奈庁舎秘書広報課

☎ 58・2111

行政相談委員は、市民の皆さんの身近な相談相手として、行



行政相談委員

あいじま ひろし  
相島 宏 さん (下平柳)



行政相談委員

あきた のぶひろ  
秋田 信博さん (鬼長)



手続き・申請

## 農振除外の申請を受け付けます

問 谷和原庁舎産業経済課

☎ 58・2111

農振法に基づく農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内の土地を、農用地など以外の用途にする場合には、農用地区域から除外する手続きが必要です。

政に関する相談などを受け付け、その解決のための活動を行っています。毎日の暮らしの中で、困っていること、悩んでいるこ

とがありましたら、お気軽にご相談ください。  
行政相談は毎月、地域を巡回して行っています。実施日程・会場などは、広報紙の「各種無料相談」コーナーでお知らせしていますのでご確認ください。



お知らせ

## 下水道促進週間コンクールで受賞

問 谷和原庁舎上下水道課

☎ 58・2111



受賞した小畑さん

下水道の促進と理解を深めることを目的とした「平成30年度

茨城県下水道促進週間コンクール」の表彰式が1月24日に茨城県庁で行われました。

このコンクールには、5万9696点の応募があり、「絵画・ポスター部門」において、陽光台小学校2年の小畑明日帆さんのおぼたあすかさんの作品が見事、知事賞入選を受賞しました。おめでとうござ



手続き・申請

## 〔国民年金〕学生納付特例のお知らせ

問 伊奈庁舎国保年金課

☎ 58・2111

### 学生の皆さんへ 納付特例制度があります

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

### 翌年度も学生の場合は 再申請の用紙が届きます

対象となる方は、大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生などで、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

※この制度を利用しない場合  
なお、平成31年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

### 初回の申請は市役所で

平成31年度の学生納付特例（納付の猶予）を希望する学生の方は、年金手帳・学生証（コピー可）・印鑑をお持ちの上、伊奈庁舎国保年金課または谷和原庁舎市民窓口課で申請をしてください。

### 【問い合わせ】

土浦年金事務所 ☎ 029・825・1170